

建設常任委員会に付託された事件について、審査した結果を御報告いたします。  
議案第 133 号 令和元年度岩国市一般会計補正予算（第 2 号）

本議案のうち、本委員会所管分は、慎重審査の結果、原案妥当と認め可決すべきものと決しました。

議案第 137 号 令和元年度岩国市簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）

議案第 141 号 令和元年度岩国市水道事業会計補正予算（第 2 号）

議案第 142 号 令和元年度岩国市工業用水道事業会計補正予算（第 1 号）

議案第 143 号 岩国市日の出公園条例

議案第 145 号 岩国市斎場条例の一部を改正する条例

議案第 148 号 岩国市手数料条例の一部を改正する条例

議案第 154 号 指定管理者の指定について

以上 7 議案は、慎重審査の結果、原案妥当と認め可決すべきものと決しました。  
それでは、審査の状況について、御報告いたします。

議案第 143 号 岩国市日の出公園条例の審査におきまして、委員中から、「本公園への交通手段については、いわくにバス株式会社と協議を進めていると聞いているが、その中でルートや運賃等に関してはどのように考えているのか」との質疑があり、当局から、「ルート等については、JR 岩国駅東口から本公園まで 1 日 4 往復の運行を考えている。運賃については、路線バスの延長と捉えていることから、同等の金額を想定しているが、将来的に利用状況によっては、その見直しを行う必要も生じてくるものと考えている」との答弁がありました。

これを受けて、委員中から「本公園の設置目的は、市民の健康の保持及び福祉の増進に資することであり、このことからすれば、市民にとって、安全で利用しやすい施設となるよう、バス路線や街路照明の充実等を図ることが大変重要である。また、本公園内に設置する温浴施設については多くの利用者が見込まれることから、保健師を派遣して入浴前後の血圧測定・健康相談を実施するなど、関係部署と連携して、市民の健康増進につながる一層の取り組みを進めていただきたい」との意見がありました。

本議案につきましては、慎重審査の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

なお、そのほかの案件につきましては、特に申し上げるべきことはございません。  
以上で、建設常任委員会の審査報告を終わります。